

平成27年2月27日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（25名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 穴戸 稔	13番 小田 伸次
14番 林 千祐	15番 岡田 美津子	16番 齊木 亨
17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉	19番 保実 治
20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和	22番 竹原 孝剛
23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭	25番 助木 達夫
26番 沖原 賢治		

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 平岡 誠

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 福永 清三	産業部長兼 農業委員会 事務局 局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 岡本 一彦	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 児玉 義徳	布野支所長 奥川 利裕
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局 局長 上野 哲之	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 局長 大 鎗 克 文	次 長 吉 川 一 也
議事 係長 才 田 申 士	政務調査係長 明 賀 克 博
政務調査主任 瀧 熊 圭 治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定 (20日間)
第 2		市長の施政方針について
第 3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) 専決処分の報告について (訴えの提起について)
第 4	議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第32号	三次市子ども・子育て支援法施行条例 (案) (教育民生委付託) 三次市行政手続条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (総務委付託)

日程番号	議案番号	件名
第 5	議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号	市道路線の認定、廃止及び変更について（産業建設委付託） 指定管理者の指定について（総務委付託） 過疎地域自立促進計画の変更について（総務委付託） 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（総務委付託） 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（総務委付託）
第 6	議案第12号 議案第33号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号	平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託）
第 7	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号	平成27年度三次市一般会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市診療所特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市土地取得特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市下水道事業特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）（予算決算委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 7	議案第9号 議案第10号 議案第11号	平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市病院事業会計予算（案）（予算決算委付託） 平成27年度三次市水道事業会計予算（案）（予算決算委付託）
第 8	陳情第1号	平成27年度からのスクール便の運行について（教育民生委付託）

平成27年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成27年2月27日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	7
第 2		市長の施政方針について	7
第 3	報 1	専決処分の報告について（訴えの提起について）	16
	報 2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
	報 3	専決処分の報告について（訴えの提起について）	17
第 4	議 17	三次市子ども・子育て支援法施行条例（案）	17
	議 18	三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 19	三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）	17
	議 20	三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 21	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 22	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 23	三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 24	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 25	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 26	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 32	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）	18

日程番号	議案番号	件名
第 5	議 27	市道路線の認定、廃止及び変更について……………22
	議 28	指定管理者の指定について……………22
	議 29	過疎地域自立促進計画の変更について……………22
	議 30	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………22
	議 31	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………22
第 6	議 12	平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）……………23
	議 33	平成26年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………23
	議 13	平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （案）……………23
	議 14	平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号） （案）……………23
	議 15	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………23
	議 16	平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号） （案）……………23
第 7	議 1	平成27年度三次市一般会計予算（案）……………27
	議 2	平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………27
	議 3	平成27年度三次市診療所特別会計予算（案）……………27
	議 4	平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………27
	議 5	平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………27
	議 6	平成27年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………27
	議 7	平成27年度三次市下水道事業特別会計予算（案）……………27
	議 8	平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）……………27
	議 9	平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）……………27
	議 10	平成27年度三次市病院事業会計予算（案）……………27
	議 11	平成27年度三次市水道事業会計予算（案）……………27
第 8	陳 1	平成27年度からのスクール便の運行について……………33

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまことにありがとうございます。

本日から平成27年3月定例会を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人であります。

これより平成27年3月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、小田議員及び宍戸議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

本日の会議の欠席者として、平岡議員から一身上の都合により欠席する旨、届け出がありましたので、報告をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は20日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本定例会は、私にとりまして今任期最後の定例会であります。開会に当たり、これまで取り組んできました市政運営について振り返るとともに、私の所信の一端と平成27年度の主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成23年4月に、多くの市民の皆様の御支援をいただき、市長という重責を担わせていただいから、はや4年の月日が流れようとしております。私は、生活最優先の市政の実現を信念として、市政運営のため全力を傾けてまいりました。この間、市議会の皆さんを初め、市民各位の温かい御支援と御協力を賜ったことに深く感謝申し上げます。

顧みますと、市民の皆さんとの対話を何度も重ね、その声が市政に届き、形となって市民生活に反映されることに、私は特に意を用いてまいりました。そして、斎場建設、三次駅周辺整備事業、みらさか土地区画整理事業、市民ホールの建設事業、市庁舎建設事業、土地開発公社の解散と保有地の整理、長寿村問題などの行政課題に対し、スピード感と決断力を持って解決に邁進してきました。その結果、子育て環境や医療・福祉・教育の充実を図るとともに、斎場の悠久の森、市民ホールきりり、新庁舎は完成し、土地開発公社の保有地は取得し、公社は解散となりました。長寿村問題は、苦渋の決断でありましたが整理を行いました。また、三次駅周辺整備事業につきましては、あす、2月28日に新駅舎が供用開始となり、本市の玄関口が新しく生まれ変わります。みらさか土地区画整理事業につきましては、事業の見直しを行い、完成のめどが立ったところであります。

さらに、この3月22日には、いよいよ中国横断自動車道尾道松江線、愛称で申しますと中国やまなみ街道が全線開通いたします。この時期に合わせて、酒屋地区に建設しております農業交流連携拠点施設トレッタみよしも完成する予定です。また、市役所東館の改修とモール棟の建設も3月中旬には完了し、長らく市民の皆さんには御不自由をおかけいたしました。平成27年度からは分散していた部署を本庁に集約することができます。引き続き、第2次三次市総合計画に基づくまちづくりの推進を図るため、定住対策の専門部署拡充、女性の起業・就労支援、地域応援隊の推進など、具体的な事業を進めているところでございます。

このように4年間の取り組みにより、さまざまな成果や変化が着実にあらわれ始めておりますが、一方で、緒についたばかりのものがございます。今後もしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

さて、我が国を取り巻く経済環境は、内閣府による2月の月例経済報告によりますと、景気は個人消費などに弱さは見られますが、緩やかな回復基調が続いているとされています。さらに、国においては、地方創生を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとして、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略を策定されたところでございます。この地方創生の取り組みは、本市の総合計画と軌を一にしたものであり、議員各位の御理解をいただいて1年前倒しをして策定したことで、本市は、今後、国から出される各種関連施策をスピード感を持って進めることができます。これまでの本市の取り組みを後押しする大きな推進力として期待をしております。今後、本市の地方人口ビジョン及び市町村版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、引き続き御理解と御協力をいただきたいと思います。

本市においては、三次商工会議所が実施した平成26年10月から12月期の三次市景況調査報告によりますと、三次藩札の発行や消費税増税延期の影響もあり、景況判断指標が大幅に改善されています。また、中国やまなみ街道の全線開通に対する経済効果について、約4割がプラスの影響があるとされています。しかしながら、円安に伴う原材料の高騰や消費税増税による内需低迷も完全に解消されておらず、先行き不透明感は強い状況であります。引き続き、国の緊急経済対策を活用した景気、経済対策事業を展開しながら、企業活動の持続や企業誘致を初



めとした産業振興、雇用創出の機動的、弾力的に進めていく必要があると考えております。したがって、平成27年度予算編成に当たっては、市民の皆さんの視点に立って、市民生活に直結した事業を遅滞なく進めるとともに、中国やまなみ街道全線開通のインパクトを本市の活性化に直結させるため、また国の地方創生の諸政策に呼応し、切れ目のない経済対策を迅速に進めるため、通年で編成することといたしました。

国の平成27年度地方財政対策においては、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、必要となる地方の一般財源総額は、平成26年度の水準を相当程度上回る61兆5,485億円を確保するよう盛り込まれています。地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が穏やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移する見通しであり、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。

本市におきましては、人件費の抑制を図り、内部管理経費を初めとした経常経費全般について徹底した節減と合理化に努めるとともに、市税収入等の確保、さらには有利な財源の活用、繰上償還による後年度負担の軽減等を行った効果により、基金残高、市債残高や実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標が着実に改善しています。

まず、市の貯金である基金の普通会計の平成25年度末残高は、合併初年度の平成16年度末に比べて倍増となりました。中でも、自治体が計画的な財政運営を行うための積立金である財政調整基金の平成25年度末残高は、合併初年度に比べ約2.4倍に増額となりました。次に、市の借金である市債の普通会計の平成25年度末残高は、合併初年度に比べて約43億円減少しました。とりわけ、後年度の普通交付税措置を考慮した場合の本市の実質的な負担は、合併初年度に比べ約111億9,000万円減少し、市債残高全体に占める割合も41%減少しました。引き続き財政基盤の確立に向けて、財政指標等の改善に努めてまいります。

次に、平成27年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

本市は、総合計画を踏まえ、合併からこれまでに整えてきた環境を最大限に活用し、市民の皆さんの参加をいただきながら、次代へと大きく進んでまいります。国の地方創生への財政出動が本格的に始動する中で、その政策も有効に活用することにより、本市の挑戦の取り組みを加速、本格化させていくという躍進型予算として編成しました。また、今後激変するであろう財政状況に備える観点から、行財政改革の取り組みにより一層推進するとともに、人件費の抑制、内部管理経費の削減、市有財産の処分、利活用等を図り、行政サービスが低下しない形でアウトソーシングを推進するための予算化も行いました。

次に、平成27年度予算案の概要について申し上げます。

一般会計と8つの特別会計、さらに2つの企業会計を合わせた市全体の予算規模は、平成26年度当初に比べて0.7%減の701億834万7,000円といたしました。このうち一般会計については、前年度当初に比べ8.5%減の374億4,000万円となっています。8つの特別会計については、前年度当初に比べて4%増の190億2,096万4,000円となっています。一般会計歳出の特徴としては、市民ホール建設事業や市庁舎建設事業などの大型事業の終了により普通建設事業費が減少しています。また、後年度負担を軽減するために、これまで実施してきた繰上償還の効果と

して公債費も減少しています。

それでは、施策の重点方針について申し上げます。

総合計画に基づき、人口減少、少子・高齢社会に挑戦し、本市の未来を切り開くため、これまで集積した都市機能を市民全体の財産として活用しつつ、ソフト施策である4つの挑戦に重点的に取り組んでまいります。そのため、平成27年度においては組織機構改革を行います。まず、政策部を設置し、政策的な課題への迅速な対応と調整機能の強化を図るとともに、定住対策課、スポーツ課、女性活躍支援課などの専門部署を新設し、重点的に取り組みます。加えて、商工振興、企業誘致と労働力確保の効果的、効率的な推進のため、商工労働課への再編を行います。また、歴史、文化と生涯学習にかかわる施策の推進のため、文化と学びの課を設置し、4つの挑戦の推進体制を強化します。

続いて、総合計画のまちづくりの取り組みの柱に沿って、平成27年度の主な施策を申し上げます。

第1の柱は、まちづくりの主役であるひとづくりであります。

子育ての分野では、人口減少対策の一環として、不妊治療を受ける御夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、来年度から不妊治療費無料化事業を実施します。

また、3歳未満児の保育所入所枠拡充事業や神杉保育所整備事業、ふるさと納税寄附金の活用を含め、保育所環境改善事業に集中的に取り組めます。さらに、病児保育室開設等補助事業を新設し、多様な子育てニーズに対応し、一人一人の育ちを大切にする環境づくりを進めます。

加えて、十日市放課後児童クラブ整備事業を初めとする放課後の子どもの居場所づくりを進めます。みよし運動公園内のみよしあそびの王国に隣接した三次市情報センターを改修する屋内遊具施設整備に向けた設計を行うなど、子育てを支える環境づくりを進めます。

学校教育の分野では、小・中学校パソコン教室事業として、小・中学校で使用するパソコン等の機器更新やタブレット端末を導入し、教育の情報化を進めることで、次世代を担う子どもたちの学ぶ意欲を引き出します。また、市費採用教員配置による少人数学級編制や少人数習熟度別授業などにより、確かな学力の向上を図るとともに、学校支援員による特別な配慮が必要な児童・生徒への学習支援を強化します。

外国語教育については、ALT、外国語指導助手を活用した実践的なコミュニケーション能力育成の取り組みを充実させていきます。

児童・生徒の学びの環境を整備するため、学校施設天井等落下防止対策事業の拡充などを行います。

また、併設型中高一貫教育校の誘致を広島県に要望し、市民の皆様の多様な教育ニーズに応えるとともに、本市内外から活躍することのできる人材育成を行い、地域活性化につなげていきます。

まちづくりは人づくりでもあります。教育の重要性を見詰め直し、未来につながる子どもたちを育てる施策を進めてまいります。

スポーツ、文化の分野では、まず文化面では、三次市民ホールきりりの開館記念事業や辻村寿三郎人形展示支援事業、作木殿敷屋根改修事業などを行っていきます。奥田元宋・小由女美術館を初めとする4つの美術館や歴史民俗資料館等では、質の高い企画展示と教育普及活動の充実を行い、文化の振興に努めます。

昨年4月に真田一幸様からいただいた御寄附による基金を活用した真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業やスポーツのまち三次の実現に向けて、中国高校駅伝男子女子駅伝大会の開催など、スポーツ活動を通じた活力あるまちづくりを展開します。また、みよし運動公園整備基本構想を策定し、計画的に整備改修を行うとともに、スポーツを通して子どもの夢を応援するため、本市の多様なスポーツ施設を生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致に取り組みます。

国際交流の分野では、姉妹・友好都市等との交流事業や国際交流団体への補助を行うとともに、豊かな国際感覚育成支援として、高校生の海外派遣事業への助成を継続し、将来を担う子どもたちが、国際感覚豊かで高いコミュニケーション能力を持ち、多様な文化を認め合い、対応できる人材となるよう育成を図っていきます。

男女共同参画、平和、人権の分野では、男女共同参画基本計画の策定や講演会の実施による意識啓発などを行い、性別にかかわらず、みんなが協力してつくる、人に優しく住みやすいまちを目指していきます。また、平和の集いなどの平和祈念事業や、人権尊重の意識啓発などを行ってまいります。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のある暮らしづくりです。

保健の分野では、地域包括ケアシステム構築を目指して、地域包括支援センターの機能強化を行います。また、第2次三次市健康増進計画に基づき、「いきいき健康日本一！」の町を目指して、食育の取り組みや健康教室の実施により生活習慣病予防を図るとともに、「もっと野菜」プロジェクトや健診受診率向上の取り組みなどにより生活習慣病の予防を図るいきいき・ともえ・プロジェクトなどを推進するとともに、甲奴町において健康増進施設整備事業を進めていきます。

医療の分野では、全国的に医師不足や地域偏在など地域医療を取り巻く環境は深刻化しておりますが、広島県や広島大学等との連携のもと、市立三次中央病院に70名の医師を確保し、診療を行ってまいる予定であります。低線量肺がんCT検診事業や陽電子放射線断層撮影装置PET-CTによる検診事業を実施し、地域がん診療連携拠点病院として、市民の皆さんの身近な病院での高度医療の受診機会を提供していきます。また、電子カルテシステム等更新事業として、老朽化している電子カルテシステムやナースコール設備等の更新を行います。

さらに、川西診療所整備事業として、診療所改築のための設計委託を行います。今後とも市立三次中央病院と三次地区医師会や市内の医療機関との連携や役割分担を行うことにより、地域医療体制の充実と医療の質の維持向上を目指していきます。

福祉の分野では、みんなで支え合う、誰もが笑顔で暮らせる町を目指して、福祉総合相談の充実のため、4月からの機構改革にあわせて福祉総合相談支援センターを設置します。

また、住みなれた地域で自立して生活を送ることができる体制づくりを推進するため、高齢者トレーニング事業及び高齢者見守り隊事業、成年後見利用支援事業、緊急通報装置給付事業などを継続します。

また、近年、格差社会が問題となり、生活や雇用に不安を抱える方がふえつつありますが、生活保護に至る前に就労による自立を促すため、新たに生活困窮者自立支援事業を実施し、相談に当たります。

障がい者が地域の一員として尊重され、安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、本年度中には、第2期障害者福祉計画、第4期障害福祉計画を策定します。今後は、これに基づき、外出支援のための障害者福祉タクシー利用助成、障がい者の相談支援事業や各種サポートを行う障害者支援センター事業など、本市に暮らす全ての障害のある方の生活支援や自立支援など、福祉の向上をより一層推進してまいります。

地域公共交通の分野では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、関係者との合意のもとで、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、地域公共交通網形成計画を作成していきます。

また、通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段を守るため、市民バス運行委託、地方バス路線の維持、デマンドバス、市民タクシー運行に対する補助などを継続します。高齢者運転免許自主返納支援事業を行い、高齢者の皆さんの交通事故防止と交通機関利用券支給による公共交通の利用を促進します。

防災、安全面では、平成26年8月には、広島市において大規模な土砂災害が発生し、半年を迎えました。改めて、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

本市といたしましては、職員の派遣や義援金の受け付けを行ったところであります。私自身も、8月28日に広島市役所へお見舞いに伺いましたが、現地の惨状を聞くにつけ、被害の甚大さと山積する課題に心が痛む思いであります。行政の最も重要な使命は、市民の皆さんの生命や財産を守っていくことであると改めて感じるとともに、防災、減災の取り組みを市民の皆さんと力を合わせながら進めていくことが、いかに大切であるかということを実感をいたしました。

そこで、防災、安全施策として、新たに水防対策支援情報収集事業として、気象状況に即応した迅速な対応を行うため、降水予測等の気象情報取得を行います。また、安全で安心できるまちづくりを進めるため、緊急地域防災力強化事業の継続や土砂災害ハザードマップ作成事業、防災、行政情報伝達システム整備事業として、吉舎、三良坂、本庁舎防災卓の整備を行います。加えて、市役所支所庁舎及び避難所耐震調査事業として、各防災拠点の耐震診断を行い、避難所の安全性を確保します。

地域の安全を確保するため、防火水槽等の計画的な整備を進めるとともに、LEDの防犯灯整備事業や交通安全整備事業を実施します。

また、消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の充実や啓発行動を行ってまいります。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える仕事づくりです。

就労促進、起業支援の分野では、女性、若者、シニア起業支援事業を実施し、新たな雇用の創出と地域雇用の受け皿の確保につなげます。また、女性の多様な選択、チャレンジを支援するため、女性就労促進事業を継続します。

農業分野では、この3月には、農業生産力、販売力を強化するための拠点であり、生産から販売をつなぐ役割を担う施設として、農業交流連携拠点施設トレッタみよしがオープンします。この施設を活用した生産者と消費者の交流、体験等を通して、農業を振興し、持続的な発展につなげていきます。

また、オール三次農産物振興事業を拡充し、集落法人や新規就農者等の支援、振興作物支援事業、地産地消事業などを行うとともに、農業経営多角化支援事業を新たに実施し、白ネギ、タマネギの生産振興を行います。国の米政策の見直しや農業の担い手の問題など、変化する農業環境の中で、本市の農業の目標、基本的な方向性を明らかにし、今後の具体的な農業振興施策を示す三次市農業振興プランを策定します。今後とも、生産者、JAなどと連携して、農業所得の向上、経営安定を図っていきます。

本市の豊かで美しい農村環境を保全するため、日本型直接支払制度として中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金事業を拡充し、農地の多面的機能の維持増進を図ります。有害鳥獣被害防止対策支援事業を拡充し、有害鳥獣の駆除活動や農作物等への被害防止対策に取り組みます。

農業基盤の整備事業として、用排水路の改修を初め、農道整備、ため池改修、暗渠排水等の整備を行います。

畜産分野では、畜産経営の安定を図るため、和牛改良推進事業、畜産経営支援事業、酪農経営支援事業などを行うみよし和牛・酪農の里づくり事業を継続し、畜産の振興に努めます。

林業分野では、引き続き三次地方森林組合や甲奴郡森林組合と連携し、搬出間伐に伴う森林資源利活用促進事業などを行い、林業の振興を図ってまいります。また、地域住民の利便性の向上や、森林資源の利活用、森林の持つ多面的な機能の維持増進のため、林道整備を行うとともに、小規模な森林の崩壊等の山地災害の防止のため、小規模崩壊地復旧事業を拡充します。また、甲奴いこいの森弘法山屋外トイレ及びやすらぎ荘トイレ浄化槽等整備事業を行います。

商工業分野では、来年度から三次工業団地において2社の操業が開始されます。今後もさらなる企業の立地に向けて、広島県と連携を図りながら、企業訪問や情報発信、企業セミナーなど営業活動を強化し、戦略的な誘致活動を行うとともに、市内で操業されておられる既存の企業との信頼関係を高め、本市において企業活動を継続していただくことにも努めてまいります。また、工業団地環境整備事業により、危険木伐採などを行い、企業立地環境を整備します。

中小企業の振興につきましては、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体との連携を一層深め、経営の安定を図るため、みよし産業応援事業として、新規事業展開者支援、中小企業者等支援、商店街支援、農業者支援に加えて新たに女性就労等の支援を行うとともに、中小企業の受注の拡大を図るリフォーム支援事業補助を継続します。また、新たに市内の高校生を

対象とした高校生キャリア育成事業を実施し、市内企業の事業説明や見学を行い、市内への就職につなげます。

また、追加議案として提出させていただきましたが、地方創生に関連した国の平成26年度補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した就労支援やプレミアムつき商品券の発行事業なども行ってまいります。

観光の分野では、冒頭でも述べましたが、いよいよ3月22日には中国やまなみ街道が全線開通いたします。この開通を記念したイベント開催や情報発信を観光協会、商工団体、民間事業者及び行政が一体となって、総合的、戦略的、効果的に進めていきます。そのための情報発信事業やクーポン券による観光宿泊者助成支援事業、民間のノウハウを活用した観光プロモーション事業の実施等、三次市観光キャンペーン実行委員会を中心としたオール三次での取り組みを継続、強化します。また、プロ野球公式戦開催等事業を拡充し、交流人口の拡大を図ります。

三次地区のまちづくりといたしましては、歴史的町並み環境整備事業として、家屋の修景補助を継続するほか、新たに三次まちごとまるごと博物館事業を実施し、三次地区の周遊性を高めるため、歴史的、文化的展示を行っていきます。三次地区まちづくり事業として三次市文化会館解体工事や三次地区拠点施設の建設基本実施設計を行います。さらに、君田健康ふれあい施設改修事業、川とのふれあい事業、品の滝トイレ整備事業、高幡観音遊歩道整備事業を行い、地域資源を生かした観光振興に努めます。

定住、交流の分野では、さらに定住対策を強化するため、組織機構の改革に伴い、地域振興部に定住対策課を設けます。

また、空き家情報バンク事業や空き家購入サポート事業、宅地購入・新築奨励金交付事業に加えて、新たにお試し住宅事業を行い、自然に恵まれた環境や充実した子育て、医療体制等、本市の特徴を積極的に発信するとともに、地域と連携したネットワークづくりを強力に推進します。

加えて、地域おこし協力隊事業や新たな婚活事業を実施するとともに、都市部に住む若者を対象とした大学合同説明会、定住相談会等を継続し、移住希望者や若者とふるさとを結び、定住につなげていきたいと考えています。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える環境づくりです。

自然環境の分野では、引き続きひろしまの森づくり事業として、里山林の整備や森林、林業体験活動への補助、品の滝遊歩道整備などを行います。また、新たに女亀山遊歩道整備事業を行うとともに、市民の皆さんと市が一体となり、環境保全と森林資源の活用に取り組みます。

循環型社会の形成に向けて環境基本計画を改定し、豊かな自然との共生を目指したまちづくりを進めていくための指針とします。

また、再生可能エネルギーの活用等による二酸化炭素排出量の削減を進めるため、新たに庁舎太陽光発電システム等整備事業と市立三次中央病院太陽光発電システム等整備事業等を行うとともに、住宅用太陽光発電設備設置支援事業等を継続します。

生活基盤の分野では、三次駅周辺整備事業につきましては、平成18年度からの10年間に及ぶ

事業がいよいよ完成し、本市の交通の結節機能が強化されます。みらさか土地区画整理事業は、建物改修等の補助の継続や駅前地区整備工事や橋梁工事などを着実に進めていきます。

また、県道梶田三良坂線や市道菅田本線を初めとする道路新設改良の拡充や道路修繕、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の点検、長寿命化の拡充や新市まちづくり計画のフォロー事業など、生活最優先の視点で必要性や緊急度を勘案し、効率的に整備を行います。

市営住宅改修事業として、みよし第2住宅外壁改修などを行い、住環境の整備を進めます。

上水道事業では、市民の生活に安全で安心できる良質な水を供給するため、引き続き給水区域の拡大、配水施設、向江田浄水場2系列目の増設、老朽管の更新に取り組みます。水道未普及地域解消のため、田幸、河内地区の整備を進めていきます。また、作木、吉舎、三和地区においては、簡易水道事業により整備を図ります。

下水道事業では、市民の皆さんの快適な生活環境づくりのため、下水道施設の整備に引き続き取り組みます。三次水質管理センター及び布野水質管理センターの整備や、三次処理区、三良坂処理区、布野処理区における管渠布設工事を計画的に進めます。

農業集落排水事業では、引き続き維持管理に注力します。また、小型合併浄化槽設置整備補助事業を継続して実施し、快適な生活環境の創造を図ります。

本市の主要な施策の効果を十分発揮していく上で、国や広島県との連携が重要であります。

国との関係では、国道54号の交通安全対策や橋梁の老朽化対策、河川改修、河川環境整備など、広島県との関係では、国道183号や375号、主要地方道吉舎油木線本郷工区、一般県道三次江津線祝橋工区を初めとした国道、県道の整備、改良、幹線林道の比和・新庄線や、県営備北南部地区広域営農団地農道の整備、県営三次工業団地3期の誘致活動など、引き続き連携、協力してまいります。今後とも、国、県への要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて努力を図ってまいります。

情報化に関する取り組みとして、新たに君田町櫃田地区において携帯電話エリア整備事業を行い、不感地域の解消に努めます。また、ケーブルテレビ伝送路拡張事業や社会保障・税番号制度に係るシステム改修を行い、市民の皆さんにとって利便性の高い社会を実現するための基盤整備を進めてまいります。

景観形成の分野では、市民の皆さんによる桜ともみじの植栽を通して、地域の一体感と誇りを育み、美しい三次の創造を図るため、花の里みよし推進事業を拡充します。また、多面的機能支払交付金を拡充し、農業用施設の保全活動や環境整備の共同作業による農業、農村環境の維持、保全に努めます。

第5の柱は、参加と行動によるつながる仕組みです。

がんばる地域支援事業、がんばる地域・産業施設整備支援事業を継続し、地域課題解決や地域活力の創造に頑張る市民の皆さんを全力で挙げて応援します。

また、自治活動交付金や地域集会施設整備事業、地域力向上支援事業を継続し、住民自治組織や市民団体等への活動支援を行います。また、川西地域拠点づくりの事業として、地域の創意工夫による生活機能の維持のための拠点づくりを支援します。

さらに、市職員による地域応援隊の活動を通して、市民の皆さんと情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場で参加と行動を基本とした協働のまちづくりを実現していきます。

行政改革の分野としましては、三次市行財政改革大綱に掲げる透明、参加、選択の基本理念に基づき、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、満足度を高め、創意と工夫で市民の皆様が誇れるまちづくりに向けた取り組みを着実に実行してまいります。

現在、次期行財政改革大綱の策定に向け、三次市行財政改革推進審議委員会での議論を深めていただいています。人口減少、少子・高齢化などの社会の変化を的確に捉え、市議会の御意見をいただきながら、実効ある行財政改革を策定してまいります。

さらに、公明正大な行政のための徹底した情報公開を行うとともに、個別外部監査を継続し、行政の透明性、信頼性の向上を図っていきます。また、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の効率的な活用と適正な維持更新の検討を行います。

行政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。現行の事務事業を常に見直しながら、生み出した財源は、市民の皆さんの暮らしを支え、未来に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため必要となる施策へ重点的に配分し、未来への展望、将来への希望を持てる取り組みを進めます。

私は、これまで4年間、生活最優先の施策を着実に積み上げながら前進し、目に見える形で実行してきました。また、今年度はさらに次の10年間を見据えた中で、新たな目標や施策への挑戦を行っています。来年度は、これまでの成果を踏まえ、市民の皆さんの参加をいただきながら、市政をさらに躍進をさせていくことが大変重要であると考えております。

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少問題を初めとして、依然として厳しい状況が今後とも予想されます。しかしながら、私たちには、中国やまなみ街道全線開通による拠点性や利便性の向上と豊かな自然環境があります。市民みんながつながり、生きがいと誇りを持って、力を合わせて持続可能なまちづくりを行う知恵があります。そして、何よりふるさと三次への愛着があります。これらを最大限生かすことによって、総合計画の目指す町の姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」を必ずや実現できるはずであります。

奥田元宋画伯は、戦争中に郷里の吉舎に疎開し、改めてふるさとの自然の美しさに魅せられ風景画を描くようになります。その後、風景とおのれの心を重ねた心象風景に独自の境地を切り開かれ、大成されました。私たちも身近にあるものに新たな価値や可能性を見出し、時代の変化に対応しつつ、三次市らしい、暮らしやすく持続的に住み営むことのできるまちづくりを進めていこうではありませんか。

今後とも議員各位を初め市民の皆様のご格別の御協力と御支援をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第3号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第1号から報告第3号までの報告3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年8月7日に、三次市十日市東5丁目455番1地先、市道十日市360号線の路上で発生した公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなったことにより、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告3件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第17号 三次市子ども・子育て支援法施行条例（案）

議案第18号 三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

議案第19号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第20号 三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第21号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第22号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第23号 三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第17号から議案第26号及び議案第32号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第17号から議案第26号までの議案10件、議案第32号の議案1件、合わせて議案11件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第17号三次市子ども・子育て支援法施行条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日に施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、三次市子ども・子育て支援法施行条例を定めようとするものであります。

その内容は、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う施設、事業者及び保護者等に対し、過料を科すことを規定しようとするものであります。

次に、議案第18号三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、関係条例である三次市行政手続条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の規定を追加するほか、文言の整理等を行おうとするものであります。

次に、議案第19号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の

一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の報酬及び費用弁償の額の改定、特別職の新設等に伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、特別職の職員の報酬月額及び通勤手当相当分の費用弁償の額を改定するほか、児童扶養手当障害認定医及び文化財業務指導専門員を新設しようとするものであります。

次に、議案第20号三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給料月額の特例を廃止するため、関係条例である三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市長、副市長及び教育長の給料月額の特例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第21号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、第1号被保険者の保険料の改定等に伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、平成27年度から平成29年度までの介護給付等対象サービスの見込み量等に基づき、保険料額の改定を行うとともに、附則において、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置について定めようとするものであります。

次に、議案第22号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、関係条例である三次市道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、道路占用料に係る所在地区分の見直しに準じて、別表で規定する占用料の額を改定するほか、第3条の文言の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第23号三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、政務活動費の額を変更するため、関係条例である三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、政務活動費の月額を3万円に改めようとするものであります。

次に、議案第24号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、改正された国の基準に基づき、複合サービスの名称を看護小規模多機能型

居宅介護に改め、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の人員、設備、運営等に関する基準を改めようとするものなどがあります。

次に、議案第25号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、改正された国の基準に基づき、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護等の人員、設備、運営等に関する基準を改めようとするものなどがあります。

次に、議案第26号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、十日市第4放課後児童クラブ及び八次第4放課後児童クラブの新設等に伴い、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表に十日市第4放課後児童クラブ及び八次第4放課後児童クラブの名称及び位置を追加するほか、十日市小学校放課後児童クラブほか3施設の名称を変更しようとするものであります。

最後に、議案第32号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、人事院において、給与制度の総合的見直しによる平成27年度以降の給料水準、地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を改定する勧告が行われたこと等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか3条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に準じた給料水準の引き下げ、地域手当の支給率の改定、単身赴任手当の支給額の改定及び管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務時間の追加、夜間看護従事職員の特殊勤務手当の支給額の改定等です。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 議案第22号及び32号について御質問いたします。

最初に、議案第22号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）ですが、第3条

の改定が主たる内容でございますけれども、第3条の第2項「占有期間の初日は、道路の占用の許可の際に定めた占有開始の日（以下「占有開始の日」という。）とし、その末日は、道路を原状に回復した日とする。」とございますけれども、この3条2項の改定内容について、まずお伺いをします。

第32号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）でございますが、先般の議会運営委員会で、この条例改正に基づいて、職員全体での平均で1.68%の減、額で5,916円という平均額をお聞きしましたけれども、これらの減額によって職員全体で1年間で幾らの人件費減になるのかお伺いいたします。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 道路占用料徴収条例の第3条の2項についての改定という御質問でございますけれども、3条の1項、2項、3項、4項ございまして、2項は改定をしておりません。1項、3項、4項を改定しております。

（総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井啓介君） 一般の給料表の改定によりまして、年間総額では約5,300万円の減額となる見込みでございます。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 最初に、議案第22号、第3条の2項については改定がないという御答弁でしたが、改定のない条文が、なぜ改正する条例（案）として出されたのか。新旧対照表の28ページにその内容がございまして、確かに現行と改定案については一言一句変わりがございません。したがって、改正がないのだろうとは理解しますが、他のそれぞれの表現においては、改正がないところは、例えば2項は、略という表現をされて、そういう表現がないところは改正があるものと理解しますが、これらについての統一性がない。むしろ改正がないのであれば、第3条の1項を書かれ、2項を抹消されて、3項から記載されるのが本来の条例改正案の提出じゃなかろうかと理解しますが、その見解をお伺いをします。

それから、議案第32号の給与の改正案ですが、5,300万円の年間の減額とお聞きしましたけれども、平成27年度、新年度当初予算案にこの減額を既に反映をされて予算案が提出されておられるのかどうかお伺いします。

（総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井啓介君） 平成27年度の当初予算案には、この減額分はまだ反映をしておりません。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 新家議員の御指摘でございますけども、一応この第3条2項も含めて3条を全体として、占用期間、占用面積等の計算という項目で全体として捉えておりますので、2項のみは改定されておられませんけども、3条全体として捉えて、このような表現をさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第18号から議案第20号まで及び議案第23号、議案第32号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第17号、議案第21号及び議案第24号から議案第26号までを付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第22号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第27号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第28号 指定管理者の指定について

議案第29号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第27号から議案第31号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第27号から議案第31号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第27号市道路線の認定、廃止及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道三次154号線ほか13路線の市道認定、市道榎実太郎丸線の廃止、市道小童222号線の路線の起点を変更することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第28号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、現行の指定管理施設作木常清滝山村広場ほか6施設の指定管理期間が平成27年3月31日をもって満了することに伴い、その指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第29号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに女性・若者・シニア等起業・就労支援事業ほか2事業を追加し、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特

別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成26年3月に策定した穴笠町京之峡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第31号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月に策定した作木町西野辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第28号から議案第31号までを付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第27号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第12号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）

議案第33号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

議案第13号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第14号 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第15号 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第16号 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第12号から議案第16号まで及び議案第33号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第12号から議案第16号までの議案5件、議案第33号の議案1件、合わせて議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第12号平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、地方債の補正及び一時借入金の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ14億7,025万3,000円を追加し、補正後の総額を453億2,574万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、旅費の実績を見込み、100万円を減額。

総務費は、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金8,602万9,000円を減額するものの、一般職普通退職手当1億6,705万8,000円を増額、積立金については公共施設等整備基金3億8,854万3,000円を増額するなど、合わせて3億9,617万1,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援経費の扶助費5,200万円を増額するものの、後期高齢者医療療養給付費負担金7,343万円を減額、児童手当3,232万円を減額するなど、合わせて9,147万9,000円を減額。

衛生費は、がん検診事業委託料500万4,000円を減額、予防接種業務委託料1,016万9,000円を減額するなど、合わせて2,534万円を減額。

農林水産業費は、農業振興経費へ過疎地域自立促進事業債3,000万円を新たに充当することなどによる財源振り替え。

商工費は、三次市プロ野球公式戦開催事業貸付金300万円を減額するなど、合わせて200万2,000円を減額。

土木費は、三次駅周辺整備事業経費1億6,666万円を減額するなど、合わせて1億7,574万3,000円を減額。

消防費は、備北地区消防組合負担金3,074万8,000円を減額。

教育費は、文化振興活動支援補助金252万5,000円を減額するものの、みよし運動公園野球場スコアボード改修工事1,380万円を増額するなど、合わせて1,048万円を追加。

公債費は、利子の実績を見込み、1億3,570万6,000円を減額するものの、長期繰上償還金19億6,813万4,000円を追加するなど、合わせて13億8,991万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税4億605万1,000円を追加。なお、補正後の普通交付税は155億9,649万6,000円となります。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減額など、合わせて4億1,884万5,000円を減額。

県支出金は、後期高齢者医療基盤安定負担金889万8,000円を減額するものの、障害福祉サービス費負担金1,300万円、小・中学校教育環境充実支援事業補助金1,000万円を増額するなど、



合わせて2,279万5,000円を追加。

財産収入は、財政調整基金利子など169万1,000円を追加。

寄附金は、ふるさと納税寄附金及び社会教育費寄附金、合わせて2,800万円を追加。

繰入金は、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金の減額に伴い、充当財源でありましたふるさと創生基金繰入金8,602万9,000円を減額するものの、繰上償還の充当財源であります減債基金繰入金9億7,015万8,000円を増額するなど、合わせて8億8,412万9,000円を追加。

諸収入は、三次市プロ野球公式戦開催事業貸付金元金300万円を減額するものの、生活保護扶助費返還金860万円を増額するなど、合わせて539万7,000円を追加。

市債は、行政情報処理設備改修事業債などを減額するものの、過疎地域自立促進事業債、駅周辺整備事業債、土地区画整理事業債などを増額し、合わせて5億1,450万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ記載の第2表のとおり、平成27年度への繰越事業として、旧三次長寿村跡地周辺防災対策事業ほか15件について追加し、下水道事業特別会計繰出金について金額を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第3表のとおり、行政情報処理設備改修事業ほか5件の限度額を変更しようとするものであります。

第4条一時借入金の補正につきましては、借り入れの最高額に40億円追加し、80億円としようとするものであります。

次に、議案第33号平成26年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,200万円を追加し、補正後の総額を455億6,774万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容は、地方創生に向けた緊急経済対策として、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すための事業を実施しようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業経費2億4,200万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税1,710万3,000円を追加。これは、国の補正予算により交付税額が増額することを受けて、調整額が復活され、2月追加交付となったものであります。

なお、補正後の普通交付税は156億1,359万9,000円となります。

国庫支出金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1億9,419万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金3,070万7,000円を追加。

第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、地域活性化・地

域住民生活等緊急支援事業を追加しようとするものであります。

次に、議案第13号平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,125万円を減額し、補正後の総額を64億2,115万2,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、保険給付費5,070万円を減額。

歳入については、現年度医療給付費交付金4,400万円を減額、国民健康保険財政調整基金繰入金6,825万7,000円を減額、前年度繰越金5,009万5,000円などを増額しようとするものであります。

次に、議案第14号平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の経費を定めようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入について、県補助金及び雑入として国保連合会決算剰余金を増額し、その同額を一般会計繰入金で減額しようとするものであります。予算の総額に変更はございません。

第2条繰越明許費につきましては、3ページ記載の第2表のとおり、介護保険法改正に伴うシステム改修事業について、平成27年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第15号平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,378万7,000円を減額し、補正後の総額を7億5,433万2,000円にしようとするものであります。

主な内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金について、年間所要額の見込みによる減額をしようとするものであります。

最後に、議案第16号平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費の補正であります。

第1条繰越明許費の補正につきましては、第1表のとおり布野水質管理センター増設事業について金額を変更しようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）外5議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。よって議案第12号外5議案については質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第1号 平成27年度三次市一般会計予算(案)
議案第2号 平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)
議案第3号 平成27年度三次市診療所特別会計予算(案)
議案第4号 平成27年度三次市介護保険特別会計予算(案)
議案第5号 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)
議案第6号 平成27年度三次市土地取得特別会計予算(案)
議案第7号 平成27年度三次市下水道事業特別会計予算(案)
議案第8号 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算(案)
議案第9号 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算(案)
議案第10号 平成27年度三次市病院事業会計予算(案)
議案第11号 平成27年度三次市水道事業会計予算(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第7、議案第1号から議案第11号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第1号から議案第11号までの議案11件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号平成27年度三次市一般会計予算(案)について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ374億4,000万円を計上し、前年度予算に比べ34億6,000万円、率にして8.5%減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算(案)4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税及び固定資産税などについて減収を見込み、前年度予算に比べ1億2,202万9,000円、率にして1.8%減の65億5,116万3,000円を計上しております。

地方消費税交付金は、消費税率改正による増額により、3億2,458万9,000円、48.8%増の9億9,037万7,000円を計上しております。

普通交付税が交付税算定がえから一本算定への激変緩和期間となることによる減額を見込み、2億5,938万2,000円、1.6%減の160億2,762万5,000円を計上しております。

国庫支出金は、市民ホール建設事業の終了などにより、社会資本整備総合交付金などが減額

となることなどから、3億7,485万円、10.2%減の33億1,380万7,000円を計上しております。

繰入金は、前年度に市民ホール建設事業、新庁舎建設事業などの大型事業の財源として基金の繰り入れを行っていたことから、今年度は、15億357万3,000円、70.2%減の6億3,783万4,000円を計上しております。

市債は、市民ホール建設事業、農業交流連携拠点施設整備事業などの終了により、17億9,395万5,000円、26.0%減の51億403万7,000円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国、県の動向を見きわめながら、有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、前年度予算に比べ1,491万8,000円、率にして4.8%増の3億2,749万1,000円を計上しております。

総務費は、三次地区拠点施設整備事業、定住対策事業が増額となるものの、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業の終了による減額などから、22億3,078万6,000円、28.3%減の56億3,881万4,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援に係る扶助費、3歳未満児の保育所入所枠拡充事業、三良坂保育所整備事業など、4億246万5,000円、4.4%増の95億2,784万9,000円を計上しております。

衛生費は、三次環境クリーンセンター施設基幹改修事業の終了による減額などから、1億2,947万8,000円、4.3%減の29億1,343万5,000円を計上しております。

農林水産業費は、有害鳥獣被害防止対策支援事業が増額となるものの、農業交流連携拠点施設整備事業の終了による減額などから、4億831万6,000円、14.3%減の24億5,568万8,000円を計上しております。

商工費は、工場等設置奨励事業、女性起業・就労支援、君田健康ふれあい施設改修事業などの増額から、1億4,383万円、17.2%増の9億7,899万9,000円を計上しております。

土木費は、橋梁の長寿命化対策のための改良事業が増額となるものの、三次駅周辺整備事業の減、みよし運動公園への大型遊具附属施設整備事業の終了による減額などから、4億9,691万6,000円、10.5%減の42億1,549万円を計上しております。

消防費は、備北地区消防組合負担金について、消防救急デジタル無線設備整備事業の終了による減額などから、1億5,306万3,000円、10.0%減の13億7,911万2,000円を計上しております。

教育費は、三良坂小中一貫教育校整備事業の終了により減額となるものの、小・中学校パソコン教室機器更新、学校施設天井等落下防止対策事業が増額となることから、7,242万9,000円、2.7%増の27億2,240万7,000円を計上しております。

公債費は、これまで実施してきた繰上償還の効果により、7億331万3,000円、9.1%減の70億462万8,000円を計上しております。

予算執行に当たっては、関係機関や組織内の緊密な連携のもと、計画的な執行と事業進捗管

理を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条債務負担行為につきましては、9ページ、10ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか22件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、11ページ記載の第3表のとおり、庁舎改修等事業ほか35事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第2号平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

被保険者数の減少により、年々保険給付費総額は減少しているものの、被保険者の高齢化等により、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。平成27年度においては、医療費適正化事業の推進や特定健診の受診率向上と効果的な保健指導の実施などの保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の強化など、国保財政の安定的な運営に向けて一層の取り組みを進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億440万9,000円とし、前年度予算に比べ5億9,506万7,000円、率にして9.3%増の予算となっております。

第2条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これら経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成27年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

安全・安心な地域づくりのため、地域医療の確保に向けた診療所の運営に努めているところであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,220万7,000円を計上し、前年度予算に比べ1,678万8,000円、率にして11.3%減の予算となっております。

平成27年度においては、医療機器更新など診療所の運営に必要な経費を計上しております。

次に、議案第4号平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度となり、地域包括ケアの推進体制の整備に

向けて関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防・生活支援サービスの充実に向けて取り組みを進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億2,806万3,000円を計上し、前年度予算に比べ2億1,754万9,000円、率にして3.0%減の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っています。平成27年度は、昨年度に引き続き、所得の低い被保険者に対する保険料負担の軽減措置が拡充されることにより、保険料収入が減少するものと見込んでいます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,475万8,000円を計上し、前年度予算に比べ847万5,000円、率にして1.1%減の予算となっております。

次に、議案第6号平成27年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を経理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84万9,000円を計上し、前年度予算に比べ35万4,000円、率にして29.4%減の予算となっております。

平成27年度においては、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分について予算計上しております。

次に、議案第7号平成27年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

47ページをお開きください。

公共下水道は、市民の生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億6,528万7,000円を計上し、前年度予算に比べ3億870万8,000円、率にして14.3%増の予算となっております。

平成27年度においては、三次水質管理センター及び布野水質管理センターの整備や三次処理区、三良坂処理区、布野処理区における管渠布設工事をしていくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

農村地域の定住環境保全のため、処理施設等の適切な維持管理を行ってまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億298万7,000円とし、前年度予算に比べ2,612万9,000円、率にして4.5%増の予算となっております。

平成27年度においては、農業集落排水処理施設及び特定排水処理施設等の維持管理に必要な経費を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

61ページをお開きください。

水道は、市民生活や社会経済活動を支える上で必要不可欠な基盤であり、市民の皆様にご安全で安心できる水を供給するために、引き続き計画的に整備を進めてまいります。また、施設の効率的運営に努め、健全な経営に取り組んでまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,240万4,000円とし、前年度予算に比べ4,025万1,000円、率にして4.1%増の予算となっております。

平成27年度においては、水道未普及地域を解消するため、作木、吉舎及び三和において配水施設等の整備を行うとともに、老朽管更新等に必要な経費を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、簡易水道事業について限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

次に、議案第10号平成27年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民に安全で安心な医療を提供するために、電子カルテシステムの更新、災害拠点病院の機能強化を図るため太陽光発電システムの整備を行うとともに、健全経営に取り組んでまいります。

第2条業務の予定量につきましては、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患

者数は年間延べ28万8,105人、1日平均1,035人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ10万9,500人、1日平均300人、外来患者については、年間延べ17万8,605人、1日平均735人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入6億8,000万円、施設整備事業2億4,750万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益84億9,740万5,000円、支出は、病院事業費用84億9,594万2,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入9億2,732万6,000円、支出は、資本的支出28億861万3,000円であります。これにより、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額は18億8,128万7,000円、これは過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を24億9,282万8,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第11号平成27年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業を取り巻く環境は、人口構成の変化、節水意識の向上や節水器具の普及による給水収益の減少、施設の更新や施設管理経費の増加、企業債の償還など厳しい経営状況の中、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、配水施設、浄水施設の整備及び老朽管路の更新を計画的に行ってまいります。

平成27年度においては、第4期拡張計画に基づき、東河内町、西河内町、小文町、山家町及び有原町において、給水区域の拡張に伴う配水管布設工事等を行うとともに、老朽管更新を行ってまいります。また、平成26年度に引き続き、向江田浄水場の施設増設を行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万4,375戸、年間総給水量360万6,968立方メートル、1日平均給水量9,855立方メートル、建設改良費は6億7,884万1,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、水道事業収益12億1,736万3,000円、支出は、水道事業費用11億5,002万2,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入6億6,987万9,000円、支出は、資本的支出11億2,400万2,000円であります。これにより、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4億5,412万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか3件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、他会計からの補助金として、企業債元利償還金及び特定多目的ダム法第35条の規定による特別納付金に充当するため、一般会計からの補助金の額を8,256万9,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を722万4,000円に定めようとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）外10議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号外10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 陳情第1号 平成27年度からのスクール便の運行について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、陳情1件を一括議題といたします。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第1号平成27年度からのスクール便の運行については、教育民生常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時51分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年2月27日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 小田伸次

会議録署名議員 宍戸稔